

3. 営業譲渡と会社分割（その2）

Q3：前回の内容では、営業譲渡も会社分割も会社が営む営業の一部を他社に移転する経済的効果に違いがないのに、カネボウが採用したスキームはどうして営業譲渡になったのでしょうか。

A3：カネボウは昨年、まず花王との共同出資会社方式（分社型分割）を検討し、その後営業譲渡方式に転換しましたが、株主総会の特別決議や労働組合問題等で断念しました。産業再生機構への支援要請の過程でも再度、会社分割（吸収分割）を避けて営業譲渡方式に変更したことが報道されました。

ここでは、自社で組織再編成を検討する際の組織再編各手法の特徴を、カネボウの事例を参考に整理してみましょう。

まず、会社分割等組織再編税制では、税制適格であれば、分割会社（この場合カネボウ）において譲渡益（営業権や土地建物等の譲渡益）課税を避けることができます。しかし、カネボウの場合には新会社に対して営業譲渡を行うことによって化粧品部門の事業価値を顕在化させて売却益を得、財務体質の改善を図ることがねらいだったので税制適格会社分割を行う必要はありませんでした。

手法	会社分割	営業譲渡
メリット	営業譲渡に比べ検査役の検査等を要しないので時間的に早く完了できる	時価で譲渡するので譲渡損益が計上される
	財産の個々の移転手続きを要しない（分割事業を包括的に承継する）	希望する営業のみが買える
デメリット	税制適格でないと譲渡損益課税が発生する	各資産の移転手続きが煩雑
要件	分割会社、承継会社とも債務の履行の見込みがあること	取引先や従業員の個別同意
消費税等	消費税、対象外。不動産取得税、一定要件で非課税	消費税、課税。不動産取得税、軽減なし

この表中、会社分割においては分割会社、承継会社（新設会社）とも債務の履行の見込みがあることが商法上要求され、債務超過会社の分割については再建計画の中で債務免除計画も織り込んで債務の履行の見込みを証明する必要があります。

また商法では、営業権 = 暖簾の計上を「有償譲受けまたは吸収分割もしくは合併」によって取得した場合に限って認めているので営業譲渡により、承継会社（新設会社）は暖簾を計上することが可能となります。